

一関地区広域行政組合
一般廃棄物最終処分場建設工事
(土木施設)(浸出水処理施設)
実施方針

令和8年10月

一関地区広域行政組合

一関地区広域行政組合
一般廃棄物最終処分場建設工事
(土木施設)(浸出水処理施設)
実施方針

目次

1 事業内容	1
2 入札方法	3
3 入札参加資格	3
4 募集及び選定スケジュール（予定）	6
5 予定価格の公表	6
6 落札者決定後の手続き	6
7 情報公開及び情報提供	7
8 著作権	7
9 費用負担	7
10 建設請負事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ...	7
11 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	8
12 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項等	8
13 その他事業の実施に関し必要な事項	8

用語の定義

本実施方針においては、下記のとおり用語を定義する。

項目	定義
本組合	一関地区広域行政組合をいう。
組合構成市町	一関市及び平泉町をいう。
本施設	一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）、一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）及びその他本事業において整備される一切の施設・設備の総称をいう。
図面発注方式	設計書及び図面にに基づく施工を民間に発注する方式をいう。
性能発注方式	設計及び施工を一括して民間に発注する方式をいう。
建設工事請負契約	本組合と建設請負事業者が締結する建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
建設請負事業者	本組合と建設請負契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
構成員	本事業の入札に複数の企業で参加する特定建設工事共同企業体（以下、「ＪＶ」という。）を構成する企業をいう。
代表企業	ＪＶを代表して、応募手続等を行う企業をいう。
応募者	本事業への参加を希望するＪＶをいう。
入札参加者	応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
落札者	本事業の入札において落札した者をいう。
入札公告等	本事業の入札公告の際に配布する設計図書や発注仕様書であり、本事業に関する要求水準、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

1 事業内容

(1) 事業名称

一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）

一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）

(2) 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物最終処分場

(3) 公共施設の管理者

一関地区広域行政組合 管理者 一関市長 佐藤 善仁

(4) 事業目的

本組合では、組合構成市町で発生した廃棄物の焼却残渣、不燃残渣及び不燃物の最終処分を、平成 10 年 3 月に竣工した舞川清掃センター及び昭和 58 年 3 月に竣工した東山清掃センターにおいて実施しているところである。

しかしながら、現在運用中の両施設については、埋立容量が上限に達する見込みであることから、新たな施設の整備が必要不可欠となっている。

本事業は、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物最終処分場整備基本計画に基づき、引き続き組合構成市町で発生する廃棄物の適正処理を長期間かつ安定的に行うため、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を行うものである。

(5) 事業概要

本事業の設計・建設業務は、建設請負事業者が行うものとする。また、本組合の構成市である一関市においては、本組合の事業用地を横断する形で、現在新たな市道整備計画を進めているところである。したがって、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に当たっては、市道整備計画との工事区分及びスケジュールの調整を十分に行うものとする。

(6) 整備概要

施設整備概要：整備する施設の種類及び規模は以下のとおりとする。

建設予定地	一関市千厩町千厩字北ノ沢地内	
施設の種類	一般廃棄物最終処分場 処分場形式：オープン型 埋立構造：準好気性埋立構造 埋立方式：セル＋サンドイッチ方式	
埋立面積	約19,600m ²	
埋立容量	埋立容量：80,600m ³ （第1期分） ※全体計画 126,800m ³ （第2期 46,200m ³ ）	
埋立廃棄物	焼却残渣	全連続式ストーカ焼却炉 主灰 全連続式焼却炉 飛灰固化物（セメント、キレート） 重量比 80.78%
	不燃残渣	不燃・粗大ごみの破碎選別残渣 重量比 19.22%
埋立期間	25年間（第1期15年、第2期10年）	
浸出水処理	浸出水処理施設規模 135m ³ /日 浸出水調整設備容量 2,000m ³	
処理方式	水処理方式：アルカリ凝集処理＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着 ＋消毒処理 汚泥処理方式：濃縮＋脱水処理方式 ※詳細は建設請負事業者の提案による。	
排水	河川等公共水域（北ノ沢川）への放流	

(7) 事業期間（予定）

設計・建設期間：令和9年（2027年）4月から令和12年（2030年）3月末まで

(8) 工事間の調整

土木施設と浸出水処理施設の工事を同時期に実施することから、それぞれの工事の請負事業者がお互い協調の精神に基づき協力し合い、事前に打合せを行うなど工事を円滑に遂行することに努めるものとする。

(9) 関係法令等の遵守

建設請負事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守するものとする。

2 入札方法

(1) 発注形態及び入札方式（予定）

工事の発注形態及び入札方式については、以下の方法により行うこととする。

発注形態	図面発注方式による埋立地等造成の「一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）」と、性能発注方式による「一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）」を個別に発注する。
入札方式	実績などの入札参加要件を設定する制限付一般競争入札方式とする。

3 入札参加資格

(1) 一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）

次の①～③に掲げる要件をすべて満たすJVであること。

① JVの設立においては、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 構成員は、令和7・8年度一関地区広域行政組合営建設工事入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- エ 公告に定められた期日までに入札参加申請書類を組合に不備なく提出し、資格確認を受けていること。
- オ 構成員は、当該JV以外のJVの構成員として本件入札に参加することはできない。
- カ 構成員は、本件工事の公告の日から入札日までの期間において、岩手県知事、一関市長、平泉町長及び一関地区広域行政組合管理者からの指名停止を受け、その停止期間に該当していないこと。
- キ 構成員は、法人税、法人事業税、消費税（地方消費税も含む。）及び地方税を滞納していないこと。
- ク 構成員は、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

② JVの代表者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査における経営規模等評価結果通知書の総合評定値が、土木一式工事で1,400点以上であること。
- イ 過去15年に埋立容量50,000 m³以上の一般廃棄物最終処分場の新設工事を、元請人又はJVの代表者として施工した実績があること。

ウ 建設業法第3条第1項の規定による土木一式工事の特定建設業の許可を有すること。

エ 次のア)、イ)に掲げる基準を満たす者を「監理技術者」とし、本工事に専任で配置できること。

ア) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ) 入札参加申請日前3か月以上継続して雇用している者であること。

③ J Vの代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 次のア)、イ)のいずれかに該当する者を1人以上含めること。

ア) 令和7・8年度一関市営建設工事資格者名簿の土木一式工事A級に登録があること。

イ) 令和7・8年度岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録があること。

また、一関市又は平泉町に本社を有しており、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査における経営規模等評価結果通知書の土木一式工事の総合評定値が830点以上であること。

イ ア以外の者を構成員に含める場合は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査における経営規模等評価結果通知書の土木一式工事の総合評定値が830点以上であること。

ウ 次のア)、イ)に掲げる基準を満たす者を「主任技術者」とし、本工事に専任で配置できること。

ア) 一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ) 入札参加申請日前3か月以上継続して雇用している者であること。

(2) 一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）

次の①～③に掲げる要件をすべて満たすJ Vであること。

① J Vの設立においては、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 構成員は、令和7・8年度一関地区広域行政組合営建設工事入札参加資格者名簿に登録があること。

イ 構成員は、2者又は3者であること。

ウ 構成員の出資比率は、構成員が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

エ 公告に定められた期日までに入札参加申請書類を組合に不備なく提出し、資格確認を受けていること。

オ 構成員は、当該J V以外のJ Vの構成員として本件入札に参加することはできない。

カ 構成員は、本件工事の公告の日から入札日までの期間において、岩手県知事、一関市長、平泉町長及び一関地区広域行政組合管理者からの指名停止を受け、その停止期間に該当していないこと。

キ 構成員は、法人税、法人事業税、消費税（地方消費税も含む。）及び地方税を滞納していないこと。

ク 構成員は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。

② J V の代表者は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査における経営規模等評価結果通知書の総合
評定値が、機械器具設置工事で 1,000 点以上であること。

イ 過去 15 年に一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の新設工事を、元請人又は J V の代表
者として施工した実績があること。

ウ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事の特定建設業の許可を有すること。

エ 次のア)～ウ)に掲げる基準を満たす者を「監理技術者」とし、本工事に専任で配置できる
こと。

ア) 機械器具設置工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
であること。

イ) 過去 15 年に一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の新設工事で、元請人又は J V の
代表者の監理技術者として従事した実績があること。

ウ) 入札参加申請日前 3 か月以上継続して雇用している者であること。

③ J V の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を有すること。

イ 次のア)、イ)のいずれかに該当する者を 1 人以上含めること。

ア) 令和 7・8 年度一関市営建設工事資格者名簿の建築一式工事 A 級に登録があること。

イ) 令和 7・8 年度岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録がある
こと。また、一関市又は平泉町に本社を有しており、建設業法第 27 条の 23 に規定する経
営事項審査における経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値が 830 点以上
であること。

ウ イ以外の者を構成員に含める場合は、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査にお
ける経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値が 830 点以上であること。

エ 次のア)、イ)に掲げる基準を満たす者を「監理技術者」とし、本工事に専任で配置できる
こと。

ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ) 入札参加申請日前 3 か月以上継続して雇用している者であること。

4 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、応募者が入札公告等に規定する事業に参画する資格を有しており、かつ、一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）においては、入札参加者の提案内容が、技術的観点から本組合が要求する性能要件を満たすことが見込める内容であることを前提として、建設請負事業者を選定する。

なお、現時点で計画している入札参加者の募集及び建設請負事業者の選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

項目	土木施設	浸出水処理施設
実施方針の公表	令和8年10月1日（木）	
実施方針に関する質問	令和8年10月15日（木）	
実施方針に関する質問への回答	令和8年10月29日（木）	
入札の公告	令和8年11月上旬	令和8年11月上旬
入札参加申込	公告から2週間後を期限	公告から2週間後を期限
入札参加確認通知	期限から3日以内に通知	期限から3日以内に通知
入札に関する質問	公告から2週間後を期限	公告から2週間後を期限
入札に関する質問への回答	期限から1週間以内に通知	期限から1週間以内に通知
入札設計図書の提出	—	公告から1か月後を期限
入札設計図書の確認通知	—	期限から2週間以内に通知
入札設計図書の修正・再確認通知	—	確認通知後1週間後を期限
入札	令和9年1月上旬	令和9年1月上旬
仮契約 （建設工事請負契約）の締結	令和9年1月中旬～下旬	令和9年1月中旬～下旬
建設工事請負契約の議会議決 （本契約）	令和9年3月中旬	令和9年3月中旬

5 予定価格の公表

一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）及び一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）の予定価格は、入札公告に示すものとする。

6 落札者決定後の手続き

落札者決定後、本組合と建設請負事業者における契約内容の合意を経て仮契約（建設工事請負契約）を締結する。さらに、事業契約の締結に関する議案を本組合議会に提出し、議決を経て本契約が締結されるものとする。

7 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本組合ホームページを通じて行う。

8 著作権

提出書類等の著作権は、応募者及び入札参加者に帰属するが、本組合は著作権者と協議のうえ、提出書類等の一部必要な範囲の公表を行う場合がある。

9 費用負担

応募申込み及び入札参加に係る経費は、応募者及び入札参加者の負担とする。

10 建設請負事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 想定されるサービスの水準・仕様

建設請負事業者は、入札公告等に基づく諸条件を踏まえて、本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務を行うものとする。

(2) 本組合による事業の実施状況の監視

① 一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）

建設請負事業者は、建設業務に係る図書を本組合へ提出し、承諾を受けるものとする。

また、建設業務の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、必要に応じて、本組合は建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができる。

建設請負事業者は、共通仕様書及び特記仕様書に基づき性能試験の実施が定められている場合は、性能試験に関する性能試験要領書を本組合に提出し、承諾を得るものとする。

性能試験は、本組合の立会いのもと性能保証項目について関係法令及び規格に準拠して、建設請負事業者が実施するものとする。建設請負事業者は、性能試験を公的機関で測定及び分析を行う。なお、性能試験中の必要経費分担は、共通仕様書及び特記仕様書に定める条件のとおりとする。

業務の監視により、建設業務の実施状況や結果が契約や共通仕様書及び特記仕様書で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

② 一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）

建設請負事業者は、設計・建設業務に係る図書を本組合へ提出し、承諾を受けるものとする。

また、設計・建設業務の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、必要に応じて、本組合は、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができる。

建設請負事業者は、設計・建設業務の進捗に合わせて、試運転に関する実施要領書及び性能試験に関する性能試験要領書を本組合に提出し、承諾を得るものとする。

性能試験は、本組合の立会いのもと性能保証項目について関係法令及び規格に準拠して、建設請負事業者が実施するものとする。建設請負事業者は、性能試験を公的機関、もしくはそれに準ずる機関で測定及び分析を行う。なお、性能試験中の必要経費分担は、発注仕様書に定める条件のとおりとする。

業務の監視により、設計・建設業務の実施状況や結果が契約や発注仕様書で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は建設請負事業者に改善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

11 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と建設請負事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、建設工事請負契約書に規定する具体的措置に従うものとする。また、契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

12 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項等

(1) 法制上及び税制上の優遇措置に関する事項

本事業については、建設請負事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置は行わない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業については、建設請負事業者に対して、財政上及び金融上の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本組合と建設請負事業者で協議により対応策を検討するものとする。

13 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

建設工事請負契約の締結に当たっては、本組合議会にて可決される必要がある。なお、本工事に関する議案が本組合議会で否決された場合は、仮契約が無効となり、本組合は一切の責任を負わないものとする。

(2) 地元の活用

本施設の施工に当たっては、組合構成市町からの材料調達や下請など、極力地元を活用するよう仕様等に定めるものとする。

(3) 実施方針に関する問合せ先

① 実施方針に関する意見・質問の受付

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。また、本実施方針に関する意見、質問がある場合は、添付資料①「一般廃棄物最終処分場建設工事（土木施設）（浸出水処理施設）実施方針に関する意見・質問書」を郵送又は電子メールにより、下記の期間内に提出するものとし、電話等による問合せには応じない。また、事業用地への視察についても実施しないこととする。

（意見・質問書の提出先）

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

宛 先：一関地区広域行政組合 総務管理課

E-mail：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

（意見・質問書の提出期限）

令和8年10月15日（木）午後5時まで

② 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記期限までに本組合のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本組合が必要と認めたものについて回答するものとする。

（意見・質問への回答公表期限）

令和8年10月29日（木）午後5時まで

③ 実施方針内容の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、入札公告時に必要に応じて実施方針から内容を一部変更する可能性がある。

④ 問合せ先

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

宛 先：一関地区広域行政組合 総務管理課

E-mail：somukanri@city.ichinoseki.iwate.jp

T E L：0191-21-2111

F A X：0191-31-3224